生徒・保護者の皆様へ

2026(R8)年度
東京都立 町田総合 高等学校
教務部

台風・大雪等の自然災害時の対応
Ｊアラートによる緊急情報が伝達された場合の対応

Ⅰ 町田市に、「大雨」「洪水」「暴風」「大雪」の警報が登校するまでに発令された場合、以下のようにする。（生徒手帳 P.7）

ア 午前 6 時までに警報が出ていないまたは解除された場合‥‥‥‥ 平常どおり
イ 午前 6 時以降で登校前に上記の警報が発令された場合‥‥‥‥‥ 自宅待機
ウ 午前 8 時までに警報が解除された場合‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥3 時限より平常どおり
エ 午前 10 時までに警報が解除された場合‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 5 時限より平常どおり
オ 午前 10 時までに解除されない場合‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 終日自宅待機

警報が解除されるまでは登校を見合わせ、自宅待機といたします。なお、警報が発令されてない場合でも、登校する際には通学路や交通機関の状況に十分に注意し、無理や危険のない範囲で登校する。
※居住地が町田市以外の生徒については、居住地に上記の警報が発令されている場合にも上記の措置とする。
※警報の発令については、気象庁発表の警報（インターネット、テレビ、ラジオ等）を確認すること。
※登校後、警報が発令された場合など、状況に応じて対応をする。

尚、居住地域等の市区町村による「**避難指示**」「**緊急安全確保**」が発令した際は、以下を参考にして下さい。※「避難勧告」「災害発生情報」等は廃止されています。

ア「避難指示（警戒ﾚﾍﾞﾙ 4)」‥‥‥‥危険な場所から全員避難する。
イ「緊急安全確保（警戒ﾚﾍﾞﾙ 5)」‥‥既に安全な避難ができず、命が危険な状態です。
警戒ﾚﾍﾞﾙ 4 までに必ず避難する。

Ⅱ Ｊアラート(全国瞬時警報システム)による緊急情報が東京都に出された場合以下のようにする。

・発令されている情報に則って行動をすること。
・自宅で緊急情報が出された場合…自宅にて発令情報をよく理解し、行動をすること。
・通学途中で発令されたた場合……発令情報をよく理解し、無理な行動は取らず、必要ならば自宅に帰るなどの行動をとること。
・校内において発令された場合……学校内での指示を守ること。
※ 必要な場合には、学校(042-791-7980)へ連絡をすること。但し、多くの生徒から連絡が予想されるので、発令情報に則った行動を第一にし、学校の Web ページなどからも情報を確認すること。